

令和 6 年度 千葉市ドローン活用推進事業（民間支援型 B 類型）
公募型プロポーザル実施要領

第 1 趣旨・目的

本実施要領は、本市が千葉市ドローン関連事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める千葉市ドローン活用推進事業（民間支援型 B 類型）の実施に関し、事業者を選定するために必要な事項を定める。

第 2 事業概要

1 事業内容、補助対象、補助額及び補助率

千葉市未来技術等社会実装促進事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）のとおりに従う。

2 事業実施期間

採択後、補助金交付決定の日から原則として令和 7 年 2 月 28 日まで

3 採 択 件 数

1 件程度（ただし、予算の範囲内）

第 3 公募要件等

1 公 募 要 件

実施内容	実施要綱第 2 条第 1 項第 3 号に規定する事業 主に市民や来訪者向けに体験又は見学が可能なドローン活用サービスを提供すること。 サービス提供場所において、ドローンを活用した同一のサービス提供事例がないこと。
対象事業者	補助金交付要綱第 3 条第 1 項に規定する事業者
実施地域	千葉市内
その他特記事項	提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは業務実施までに確実に受けること。 業務の実施にあたり、本市との打合せなどに適切・迅速に対応できる事業者等であること。 業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。 実施する業務内容、飛行レベル等に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。 事業で得られたデータ等の検証及びその検証データを市に提供すること（企業の秘密に関する事項を除く） サービス提供による利用料、寄附金や広告料などの収入及び国、地方公共団体等の補助金などは、補助対象経費から控除すること。ただし、開発費等の補助対象外経費が発生している場合は、当該経費に充てることができない。 市等が主催するイベント・セミナー等でのデモ飛行・事例発表等による普及啓発等に協力すること。

2 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しません。

- （1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- （2） 国及び各自治体の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- （3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- (4) 同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
- (5) 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 事業者が所在する都道府県の都道府県税を滞納している者
- (7) 事業者が所在する市町村民税又は特別区民税を滞納している者
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (9) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

第 4 参加申込手続き等

1 スケジュール

1 実施要領の配布、質問・参加申込の受付	令和 6 年 8 月 23 日(金) から
2 質問の受付期限	令和 6 年 9 月 6 日(金) 午後 5 時まで
3 質問書の回答日	令和 6 年 9 月 10 日(火) (予定)
4 参加資格申込の受付期限	令和 6 年 9 月 20 日(金) 午後 5 時まで
5 資格審査結果通知	令和 6 年 9 月 25 日(水) (予定)
6 企画提案書等の受付期限	令和 6 年 9 月 30 日(月) 午後 5 時まで
7 プレゼンテーション審査	令和 6 年 10 月 7 日(月) (予定)
8 審査結果通知	令和 6 年 10 月上旬頃

2 質問書の提出について

本実施要領の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付けます。

(1) 受付期間

令和 6 年 9 月 6 日(金) 午後 5 時まで

(2) 質問方法

下記電子メールアドレス宛てに質問書(様式第 1 号)を提出してください。なお、電話・口頭・FAX 等での質問は一切受け付けません。

電子メールアドレス: tokku.POF@city.chiba.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は令和 6 年 9 月 10 日(火)までに千葉市ホームページに掲載する予定です。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

3 参加資格申込・企画提案書等の提出について

(1) 参加資格申込について

下記書類を持参または郵送(令和 6 年 9 月 20 日(金) 午後 5 時必着)にて提出してください。

【提出書類】

ア 様式第 2 号 企画提案参加申込書(正本 1 部)

イ 様式第 3 号 共同提案者一覧表(正本 1 部)

※連携するドローン関連事業者について記載してください。

※事業者とドローン関連事業者が同一、かつ単独で提案する場合は提出不要です。

ウ 様式第 4 号 委任状(正本 1 部)

エ 様式第 5 号 誓約書（正本 1 部）

オ 参加資格確認書類（共同提案者分も含め各一部提出のこと。）

（ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※登記事項証明書がない場合はそれに代わるもの

（イ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

（ウ）事業所所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

（エ）事業所所在地の市町村民税又は特別区民税に未納がないことの証明書

※発行日はすべて申請日から 3 か月以内であること。ただし、内容によって期間外に発行されたものも可としますので、あらかじめご相談ください。

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は（ア）及び（エ）のみ提出してください。

（2）企画提案書等の提出について

下記書類を持参または郵送（令和 6 年 9 月 3 0 日（月）午後 5 時必着）にて提出してください。なお、様式第 6 号～第 1 0 号及び企画提案書（任意書式）の副本については、企画提案参加申込者（共同提案者含む）が判明・特定できる表現（社名やロゴ等）を一切使用しないでください。

ア 様式第 6 号 会社概要書及び業務実績調書（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

※会社概要書については様式第 6 号の内容が記載されている会社案内パンフレットの添付も可能です。副本に関しては記載不要です。

※業務実績調書についてはドローン関連事業者について、過去 5 年間におけるドローンを活用した業務（実施中、受託中のものを含む）を記載してください。

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付してください。

イ 様式第 7 号 業務経費見積書（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

※補助対象経費については、補助金交付要綱第 4 条第 1 項に記載のとおりです。

※本事業実施に係る経費について、補助対象外経費も含め、出来るだけ具体的な内訳を記載してください。

ウ 様式第 8 号 使用する機体の性能等（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

エ 様式第 9 号 企画提案概要書（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

※本業務の実施体制図及び工程表を添付してください。

オ 様式第 1 0 号 操縦者一覧表及び確認書（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

カ 任意書式 企画提案書（7 部：正本 1 部、副本 6 部）

第 5 事業者選定

1 選定方法

応募のあった提案業務は、プレゼンテーション審査を実施し、千葉市が設置する選定委員会の審査員が（3）「審査基準」に基づき、総合的に評価し、選定します。なお、応募多数の場合は書類審査を実施する場合があります。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行います。応募が 1 件のみであった場合は、書面審査のみとする場合があります。

書類審査の実施及び結果は、可否を問わず、国家戦略特区推進課から応募事業者に通知します。ただし、合計点数が、選定委員会が定める基準点（合計点数の 6 割）を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合があります。

複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とします。この場合における補助額は、予算残額を上限額とします。

2 プレゼンテーション審査について

(1) 日時 令和6年10月7日(月)(予定) ※詳細は追って個別にお知らせします。

(2) 場所 千葉市役所

(3) 注意事項

ア 必要に応じて共同提案者も同席の上プレゼンテーションを行ってください。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料を使用することはできません。

ウ 各事業者のプレゼンテーション時間は、15分以内とします。(質疑応答を除く)

エ プレゼンテーションには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができます。

(プロジェクターを使用する場合は、事業者にてPC本体を用意してください。)

3 審査基準

評価項目		評価の着目点	配点 基準
基本方針		事業者の示す事業内容は明確かつ本補助金の趣旨と合致するか。	10
実施能力	実施能力	(ドローン関連事業者) 本事業に類する業務実績、成果を有しているか。	10
	実施体制	実施体制は組織化され、整備されているとともに、適切な人員が配置されているか。	10
	実施工程	工程表は事業の確実な実施が見込めるものとなっているか。	10
業務内容	先進性	業務内容は、先進性に優れているか。	15
	具体性	実施に向けた手順や方法が具体的に示されているか。また、安全管理の手法が明確か。	15
	社会受容性	多くの市民等が参加でき、ドローンに対する市民理解の促進が見込めるものとなっているか。	15
	汎用性	本業務終了後も、同類の業務が市内等において継続的に実施される見込みがあるか。	15

4 その他

必要に応じて、事業者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合があります。

5 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合があります。

第6 審査結果の通知

1 通知日 令和6年10月上旬頃

2 通知方法 参加申込書を提出した全員へ電子メールで結果を通知します。

第7 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

1 事業者要件を満たさない場合

2 本実施要領を順守しない場合

- 3 提出書類の期限を遅延した場合
- 4 提出書類に虚偽があった場合
- 5 提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- 6 審査の公平性を害する行為があった場合
- 7 前各号までに定めるもののほか、著しく審議の公平性に反する行為があった場合

第 8 その他

- 1 提出書類の作成、提出に要する費用は、全て参加申込書の負担とする。
- 2 提出された書類等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- 3 事業提案書等は、千葉市情報公開条例（平成 12 年市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。
- 4 事業提案書等の著作権は、参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、事業提案書等の内容を無償で利用できるものとする。
- 5 その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選定された事業者の協議のうえ、対応を決定することとする。